

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定
(東京都知事決定)

都市計画大崎駅東口第2地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。
幅員の「」は全幅員を示す。()内は容積対象面積を示す。

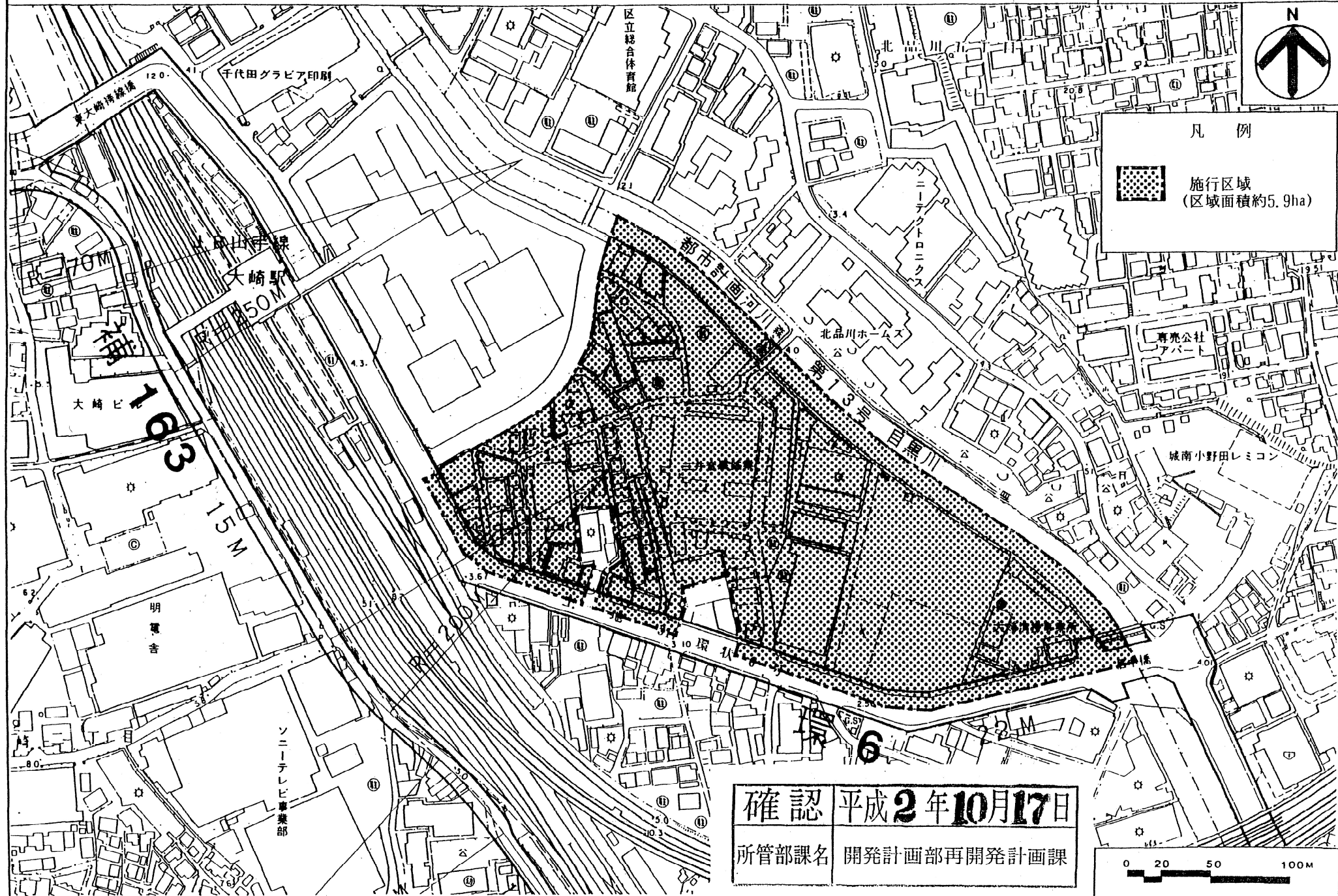
名 称		大崎駅東口第2地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約5.9ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		幹線街路	東京都市計画道路環状第6号線	11m [22m]	約490m	—	都市計画道路整備済
		区画街路	品川区道第8号線	8m [8m]	約380m	—	新設
	品川区道第9号線		5.5m [5.5m]	約17m	—	既存区道（森永橋）	
	公園	—			—	約1,400㎡	新設
河川	東京都市計画河川第13号目黒川			16.7m [33.4m]	約420m	—	河川事業により整備
建築物の整備	街区番号	建 築 物		主 要 用 途	建築物の 高さの 限度	備 考	
		建築面積	延べ面積				
		約22,900㎡	約319,500㎡ 容積対象面積 （約279,600㎡）	高層部1：事務所 高層部2：住宅 中層部：事務所、店舗、 清掃事業所、文化施設、 駐車場、中水道施設、 地域冷暖房施設、 変電所 低層部：工場	高層部1 98m 高層部2 75m 中層部 35m 低層部 25m	駐車場 約990台 大崎駅東口第1地区との間に歩行者専用立体的通路を設ける。	
	街区番号	敷地面積に対する			参 考	再開発地区整備計画の制限内容	
		建築面積の割合	延べ面積の割合				
約5.4／10		約66／10					
参 考	高度利用地区の制限内容	(最高限度規制) 容積率：(A) 30/10、(B) 40/10 建ぺい率：6/10 (最低限度規制) 容積率：(A) 10/10、(B) 15/10 建築面積：200㎡ (壁面の位置の限度) 2m ただし、再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められた区域については、この規定は適用しない。					
建築敷地の整備	街区番号	建 築 敷 地 面 積		整 備 計 画			
		約42,400㎡		周辺道路に接して幅員2m以上の歩道状空地を整備する。公開空地を適切に配置する。			
住宅建設の目標	戸数	面 積		備 考			
	約150戸	約15,000㎡					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は計画図表示のとおり」

理由

低層の木造建物が多く、住宅と工場が混在している地区であり、かつ公共施設が未整備で防災上、環境上整備の必要性がある。公共施設の整備と併せて業務、商業、住宅、工業等の複合機能を整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、副都心の核地区を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

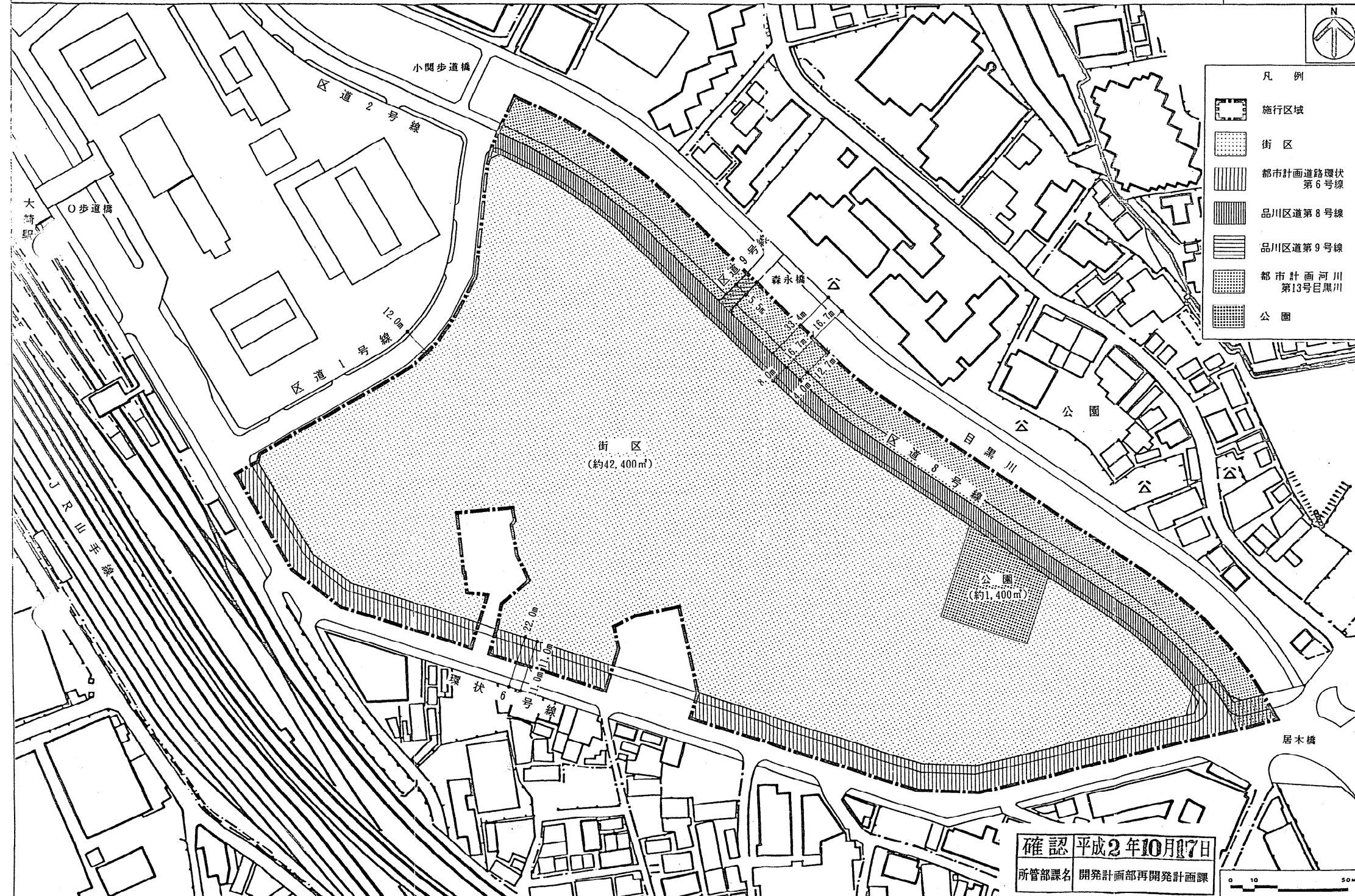
S 1:2,500





凡 例

-  施行区域
-  街 区
-  都市計画道路環状第6号線
-  品川区道第8号線
-  品川区道第9号線
-  都市計画河川第13号目黒川
-  公 園



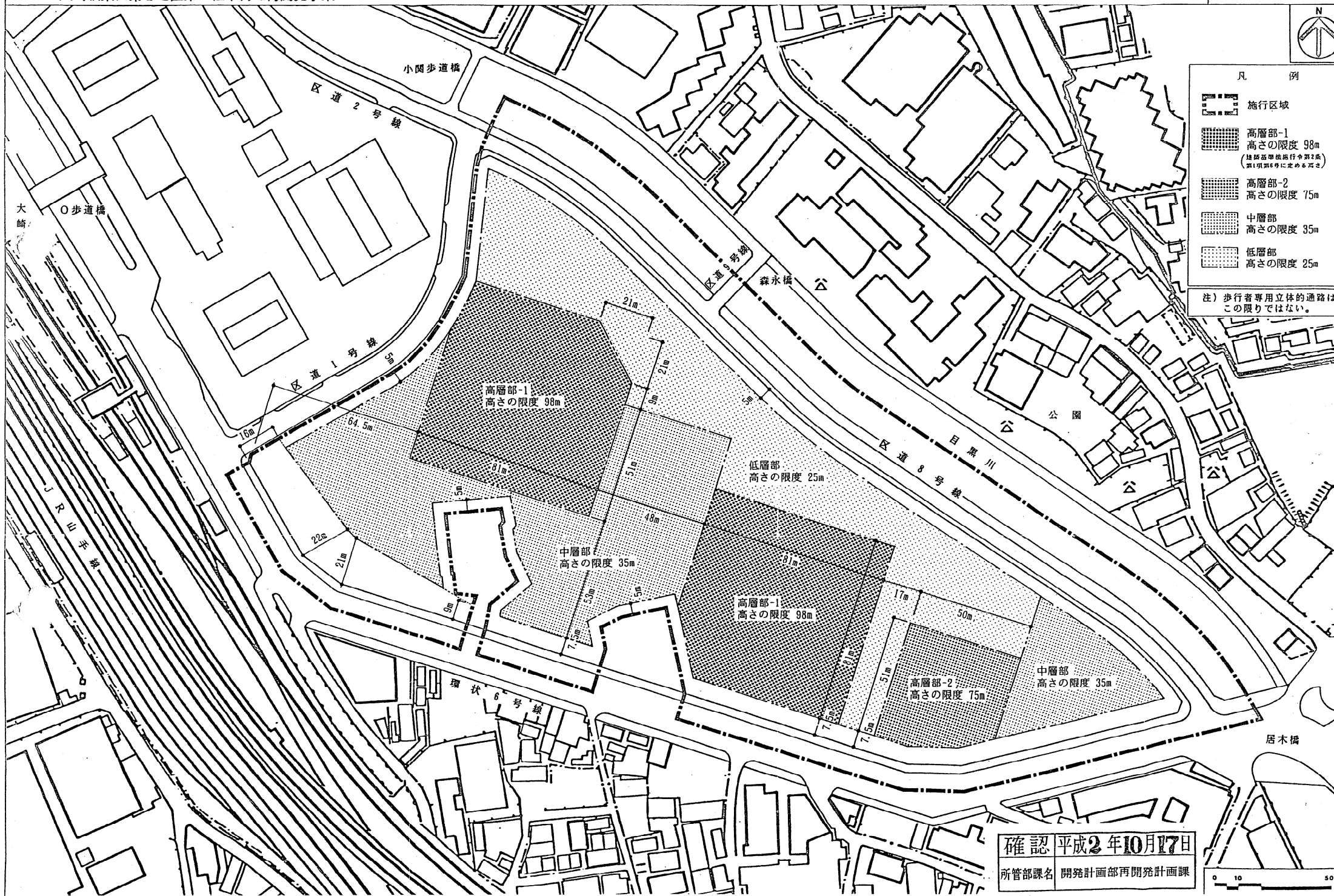
確認 平成2年10月17日

所管部課名 開発計画部再開発計画課

0 10 50M



- 凡 例
- 施行区域
 - 高層部-1
高さの限度 98m
(建群基準施行令第2条
第1項第6号に定める高さ)
 - 高層部-2
高さの限度 75m
 - 中層部
高さの限度 35m
 - 低層部
高さの限度 25m
- (注) 歩行者専用立体的通路は
この限りではない。



確認 平成2年10月17日
所管部課名 開発計画部再開発計画課

